

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(国民健康保険料の減免)

1 提案の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の収入が減少した世帯に属する納付義務者等に係る保険料に関する減免の対象納期限を延長するとともに、東日本大震災により被害を受けた者の属する世帯の納付義務者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条

3 条例の概要

- (1) 平成23年3月11日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和3年度分の保険料を減免することができることとした。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持するものが死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯の納付義務者に対し、令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分の保険料のうち令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免することができることとした。
- (3) この条例は公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

4 減免額

3(1)の世帯・・・保険料の全額を減免

3(2)の世帯のうち

新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持するものが死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯・・・保険料の全額を減免

新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が前年と比較して10分の3以上減少した世帯・・・世帯の所得状況により保険料の全額もしくは一部を減免

5 対象減免世帯数（令和3年7月16日時点）

3(1)の世帯 2世帯

3(2)の世帯 令和元年度納期限：593世帯 令和2年度納期限：683世帯
令和3年度納期限：20世帯